

出雲かんべの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

出雲かんべの里設置及び管理に関する条例（平成 17 年松江市条例第 165 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第 1(第 13 条関係)				別表第 1(第 13 条関係)			
工芸館利用料金の基準額				工芸館利用料金の基準額			
種別	単位	基準額		種別	単位	基準額	
		営利	非営利			営利	非営利
交 流 ホール	1 時間につき	<u>3,460 円</u>	<u>1,730 円</u>	交 流 ホール	1 時間につき	<u>2,660 円</u>	<u>1,330 円</u>
実習棟	1 時間につき	<u>2,710 円</u>	<u>1,340 円</u>	実習棟	1 時間につき	<u>2,080 円</u>	<u>1,030 円</u>
略				略			
備考 略				備考 略			
別表第 2(第 20 条関係)				別表第 2(第 20 条関係)			
民話館入館料の基準額				民話館入館料の基準額			
区分	単位	基準額	備考	区分	単位	基準額	備考
大人	1 人につき	<u>450 円</u>		大人	1 人につき	<u>410 円</u>	
小人	〃	<u>230 円</u>	小・中学生	小人	〃	<u>200 円</u>	小・中学生
団体	大人	<u>360 円</u>	団体は 20 人以上とする。	団体	大人	<u>330 円</u>	団体は 20 人以上とする。
	小人	<u>180 円</u>			小人	<u>160 円</u>	

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。